



項目	カード番号	インシデント	グッドアクション	ミニ解説
情報モラル				
デマフェイク	1-1	世界のネット利用者数を調べるという課題が出たので、ネット検索した結果をそのまま発表	複数の情報を検索する ネットで検索をして事実かどうか確かめる	ネットに書かれている情報が全て正しいとは限らないので、内容が本当かどうかを、いくつかの情報を調べて確かめることが大切です。最新の情報を得るためには情報の発信日付を確認したり、引用する際には出典を明記することも重要です。
ネット依存	3-2	ネットで次々におすすめの面白い動画が再生されるのでやめられず、毎晩夜ふかし	スマホに利用時間制限をかける ルールを確認する	インターネットの長時間利用は睡眠不足につながり、仕事や勉強に身が入らなくなる可能性があります。時間を決めて利用する。何か悩み事などがあり現実逃避のために動画視聴をしている場合は、一人で抱え込まずに身近な人に相談をしてみましょう。インターネット以外でリラックスできる時間を設けたり、自分が楽しいと感じるものを見つけることも大切です。
誹謗中傷	5-1	トラブルを起こした芸能人がゆるせないから、SNSに悪口を書いてやろう	思いとどまる 投稿しない	匿名性の高いインターネット上でも誹謗中傷は違法となる可能性があり、他の投稿を拡散するだけでも、誹謗中傷に加担したとして法的責任（名誉棄損等）を問われることもあります。文字によるコミュニケーションは双方の声や表情が分かりづらく、意図が伝わらないこともあるので、自分の発信する情報がどのように受け止められるか立ち止まって想像することが大切です。
誹謗中傷	5-2	学校（職場）でやってしまった自分のミスを目白おかしくSNSに書かれてしまった	画面の写真やスクリーンショットをとって保存する 家族に相談する 専門の窓口相談する	もし自分の心が傷つくような投稿、不快な投稿など誹謗中傷の被害にあった場合には、1人で悩んだり抱え込んだりせずに、すぐに身近な人に相談しましょう。また、専門機関への相談や削除依頼をする際に必要となるので、投稿画面を保存（スクリーンショットを撮る、SNSのページを印刷する等）しておきましょう。
不適切投稿	6-1	飲食店のテーブルに置いてある調味料をなめている様子を動画で撮影	撮影しない 投稿しない 削除する	インターネットは大勢の人と共有している「公共の場所」です。冗談のつもりで行った行為でも、一度投稿した情報は不特定多数の人に見られ、複製・拡散が可能であり、完全に削除することは困難です。内容によって法的責任を問われたり、個人情報さらされ被害を受けることもあるので、投稿前に不快に思う人がいないかどうかを冷静に考え、行動することが求められます。
ネットいじめ・ハラスメント	7-1	友達の悪口がみんなに見られるように投稿されている	学校に相談する 家族に相談する 本人に知らせる	ネット上でいじめなどの投稿を見つけたときは、身近な人に相談してみましょう。問題が深刻な場合や、解決が難しい場合には専門の窓口への相談も検討しましょう。悪意のある投稿に対しては、感情的に反応するのではなく冷静に対処することが大切です。悩んだり困った時は1人で抱えないことが大切です。
肖像権侵害	10-1	友達と一緒に撮った写真が、いつの間にかSNSにアップされていた	思いとどまる ルールを確認する	相手の許可・同意を得ずに、勝手に写真を公開すること肖像権の侵害になります。自分の写真が知らないうちにSNSにアップされていたときは、投稿者に削除をお願いしましょう。また、自分が写真や動画をSNSに投稿する際は、必ず相手の許可を取り、許可を得た場合も投稿前にプライバシー設定を確認するなどして意図しない公開を防ぐように心がけましょう。
プライバシー権侵害	11-2	友達から「絶対に他の人に言わないでね」と言われたことをSNSに投稿	投稿しない 思いとどまる 相手に謝る	私生活上の情報を許可なく公表することは、プライバシー権の侵害になります。インターネット上に一度公開された情報は完全に消すことは難しく、拡散されたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性もあります。SNS等にプライバシー情報を投稿する場合は、公開内容と範囲について事前に必ず本人の承諾を得ることが必要です。
SNS等に起因する犯罪被害	13-3	SNSにコメントしてくれる面識のない人が、これからはDMでやり取りしようと誘ってきた	家族に相談する 無視する・何もアクションしない 断る	SNSでは投稿者が年齢や性別を偽って別人になりすましていることがあります。SNS上で仲良くなったり感じて、相手の素顔や本心は分からないので、むやみに会わないようにしましょう。普段から個人を特定できる情報を投稿しないことも大事です。もしトラブルに遭いそうになったら、1人で抱え込まず身近な人に相談することが安心につながります。
SNS等に起因する犯罪被害	13-4	SNSでつながっている人に楽に稼げるバイトがあるから一緒にやろうと誘われた	無視する・何もアクションしない 断る 警察に相談する	「楽に稼げる仕事」は詐欺や犯罪に巻き込まれる危険性があります。そのような求人情報は募集者や業務内容が曖昧だったり、連絡手段が指定されていたりします。個人情報や金銭のやり取りを行う前に、信頼できるかどうか慎重に判断しましょう。トラブルに巻き込まれそうな時は警察や信頼できる身近な人に相談することも大切です。
SNS公開範囲設定の誤り	19-1	友達だけに伝える目的でSNSに投稿したが、全公開設定で投稿	SNSの公開範囲を見直す 削除する	全体公開になっている投稿は、世界中の人が見ることができ、思わぬトラブルに発展する危険もあります。投稿前に公開設定を確認し、誰に対してどこまで自分の情報を公開するのか設定を確かめることが大切です。公開した情報について、他人や友達から公開を取りやめてほしい、限定で公開してほしい等の指摘を受けた場合は公開範囲の見直しをするようにしましょう。
ながらスマホ	21-1	スマホを見ながら自転車を運転	止まって確認する 休憩を入れる	スマートフォンを操作しているときは画面に意識が集中し視野が狭まっているため、自分で思っている以上に周りの状況を把握しづらくなっています。自動車や自転車を運転中の「ながらスマホ」は道路交通法で禁止されており罰則も強化されています。重大な交通事故につながりうる危険な行為であることを意識し、行わないようにしましょう。
情報セキュリティ				
偽警告	23-1	「ウイルスに感染しました、こちらに電話してください」と突然ブラウザに表示された	連絡しない 消費生活センターに相談する 「×」で画面をとじる	警告画面は偽物の可能性が高いので、無視してブラウザの×ボタンを押すか、パソコンやスマホを再起動するようにします。詐欺サイトへ案内されたり、金銭を要求されるかもしれないので、表示された電話番号には絶対電話をしないようにします。判断に迷う場合は、まず相談窓口や身近な人に相談しましょう。
ウイルス（マルウェア）感染	27-2	知らないアドレスから届いたメールに添付されたファイルを開いて確認	無視する・何もアクションしない 消費生活センターに相談する ネットで検索をしてネットトラブルの専門家に相談する	メールに書いてあるURLをクリックすると、ウイルスに感染したり、詐欺サイトへ案内され個人情報を盗まれるなどの被害に遭う可能性が高いので、メールは無視しましょう。判断に迷う場合は相談窓口や身近な人に相談してみましょう。
情報漏えい	28-1	内緒話を書いたメッセージを友達に送ったはずが、間違えて別の人に送ってしまった	送信前に宛先を確認する 削除を求める 相手に謝る	インターネットの世界では、一度公開された情報を完全に削除することは難しいので、情報取り扱いには注意が必要です。間違えて送ってしまった場合には、相手に謝った上で削除をお願いします。普段から、送信前に宛先を確認するように心がけることが大切です。
不十分なID/パスワードの取り扱い	30-2	パスワードは初期設定のまま変えたことがない	パスワードを変更する 複雑で長いパスワードにする（英大文字小文字数字記号を含む）	パスワードはインターネット上の「家の鍵」のようなものなので、適切に守らないと個人情報やお金を盗まれたりしてしまいます。初期パスワードは他人に知られる可能性があるため、速やかに独自のものに変更しましょう。変更時には、長く複雑な組み合わせにすることが推奨されています。また、複数のサービスやアプリで使いまわしをしないことも大切です。
消費者トラブル				
架空請求・不正請求	34-1	ある日突然「動画サイトの料金が未払いです。支払わないと訴えます」というメールが来た	消費生活センターに相談する 弁護士の無料相談に連絡する 無視する・何もアクションしない	身に覚えのない請求については、詐欺サイトへ案内されたり、金銭を要求されるかもしれないので、記載の連絡先には連絡せずに無視をしましょう。判断に迷う場合は、まず相談窓口や身近な人に相談しましょう。
高額課金	35-1	スマホゲームのガチャを回したが欲しいアイテムが出ないので、何回もやってしまった	家族に相談する 自分の支払能力を自覚する あらかじめ課金上限を設定する	大事なお金を守るためにも、課金の上限を設定したり、自分が払える範囲を確認したうえで、楽しむことを心がけましょう。プリペイドカードを利用してお金を使いすぎないように工夫してみたり、スマホなどの機能を使ってアプリ内課金を設定したりもできるので、楽しく遊ぶために、あらかじめ家族で話し合ってみることも大切です。
情報商材	36-2	好きな有名人が「絶対もうかる方法」という広告に出ていたので、買ってみようかな	無視する・何もアクションしない 消費生活センターに相談する 思いとどまる	情報商材は広告と実際のサービス内容が異なることが多く、購入後にお金を取り返すことも難しいです。トラブルに備え、販売者の連絡先は必ず確認しておき、「絶対に儲かる」、「楽して儲かる」といった言葉を安易に信用せず、契約をする前に慎重に判断しましょう。少しでも迷った場合は、身近な人や相談窓口相談して下さい。
オンライン売買仲介サービスでのトラブル	37-1	フリマアプリで商品を購入したら、写真とは全く違うものが届いた	消費生活センターに相談する 家族に相談する サービスを提供している会社や人に通報する	個人（知らない相手）間での取引にはリスクがあることを認識した上で、利用するようにしましょう。安全に商品を取引するために、あらかじめ取引相手の評判を確認したり、相手を識別する情報ややり取りを控えておくことも大切です。もしトラブルになった場合には、運営会社へ連絡したり、相談窓口相談してみましょう。